

# 神戸市地球環境市民会議設置要綱

## 1. 名称 神戸市地球環境市民会議

## 2. 目的

地球環境問題を地域においてとらえ、市民一人ひとりの行動として取り組み、市民生活の向上を図る必要がある。

そこで、市民、事業者、美化活動推進団体、学識経験者ならびに行政の代表者からなる協議・行動機関として「神戸市地球環境市民会議」を設置する。

本会議は、市民各層の総意に基づき、市民運動を展開するために必要な方策を講じる。

## 3. 活動内容

- (1) 地球環境問題を身近な問題としてとらえ、市民一人ひとりが実践していける活動についての情報・意見交換を行う。
- (2) 市民行動計画を策定するとともに、地球環境保全につながる活動に関する「市民提言」を行い、市内外に神戸の取り組みを情報発信する。
- (3) 市民行動計画に基づき市民一人ひとりが実践し、広報・啓発活動を展開しながら、全市民的な活動の機運を高めていく。

## 4. 組織等

- (1) 委員：市民会議は市民、事業者、美化活動推進団体、学識経験者ならびに行政の代表者である委員で構成する。
- (2) 委員長および副委員長：
  - ①委員会に委員長を置く。
  - ②委員長は、委員の互選により選出する。
  - ③委員長は、委員会を招集し、その進行をつかさどる。
  - ④委員長は、必要に応じて、神戸市等関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
  - ⑤委員長は、必要に応じて、副委員長を指名することができる。
  - ⑥副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 顧問：市民会議の発起人をもって顧問とする。  
顧問は、市民会議の活動に対して、適宜意見を述べることができる。
- (4) 部会：市民行動計画に基づく市民一人ひとりの実践を促進するため、市民行動計画推進部会を置く。部会は、市民行動計画を実践するための方策を提言する。
- (5) 会議の公開：会議は公開とする。
- (6) 市民会議の事務局を神戸市環境局環境創造課に置く。

## 附 則

この要綱は、平成4年9月19日より施行する。

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。